定　期　預　金　等　共　通　規　定

１．（証券類の受入れ）

（１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２）　受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。

　不渡となった証券類は、通帳または証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

２．（反社会的勢力との取引拒絶）

　この預金・積立（以下「預金等」といいます）は、第３条第５項第１号、第２号ＡからＧおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第３条第５項第１号、第２号ＡからＧまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金等の契約をお断りするものとします。

２の２．（取引の制限等）

（１）　当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

（２）　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

（３）　日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格、在留期間、その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届け出てください。この場合、届け出ていただいた在留期間が経過したときは、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

（４）　１年以上利用のない預金口座は、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

（５）　前４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

　なお、預金者の取引の制限に関して、既になされた当金庫の行為については、その効力を妨げないものとします。

３．（預金等の解約、書替継続）

（１）　この預金等は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）　この預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または預金証書とともに当店に提出してください。

（３）　期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

（４）　次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が定期預金等共通規定第４条第１項に違反した場合

③　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤　第２条の２．（取引の制限等）の第１項から第４項に定める取引の制限が１年以上に渡って解除されない場合

（５）　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金等の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金等を解約することができるものとします。
　なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
①　預金者が預金等契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②　預金者が、次のいずれかに該当する場合
Ａ．暴力団
Ｂ．暴力団員
Ｃ．暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
Ｄ．暴力団準構成員
Ｅ．暴力団関係企業
Ｆ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
Ｇ．その他前各号に準ずる者
③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
Ａ．暴力的な要求行為
Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
Ｅ．その他前各号に準ずる行為

（６）　前項により、この預金等が解約され残高がある場合、またはこの預金等の取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

（７）　前４項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金等の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。

４．（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

（１）　通帳または証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

（２）　前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３）　通帳、証書または印章を失った場合のこの預金等の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。
　この場合、相当の期間をおくことがあります。

（４）　通帳、証書を再発行（汚損による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

５．（印鑑照合）

　払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
　なお、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、８条により補てんを請求することができます。

６．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）　この預金等、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書または通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

７．（成年後見人等の届出）

（１）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（２）　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
（３）　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
（４）　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
（５）　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
８．（保険事故発生時における預金者・積金契約者からの相殺）
（１）　この預金等は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金等に、預金者・積金契約者（以下「預金者」といいます。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保が設定されている場合にも同様の取扱とします。
（２）　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または預金証書とともに直ちに当金庫に提出してください。
　ただし、この預金等で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
②　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
（３）　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
①　この預金の利息の計算については、その期間を（積金の場合は払込日から）相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率（積金の場合は約定年利回）を適用するものとします。
②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。
　また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
（４）　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
（５）　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
９．（盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払戻し等）
《本条の適用は預金者が個人の場合に限定します。》
（１）　個人の預金者は盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
①　通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
②　当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
③　当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
（２）　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およ

びこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前４条本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３） 前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４） 第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

Ａ．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。

Ｂ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

Ｃ．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

（５） 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（６） 当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（７） 当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

１０．（規定の変更）

（１） この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２） 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

１１．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１） この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２） 第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日

③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

④　法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）／当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑤　ひがしん総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

１２．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）　前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）　預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

②この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）　当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと　以上

令和8年3月23日改定

東京東信用金庫